

国連の「先住民族権利宣言」とアイヌ民族

8月5日(火) 13:30~15:00 東京会場

8月29日(金) 18:30~20:00 札幌会場

講師 **阿部一司** 社団法人北海道ウタリ協会副理事長

皆さん、こんにちは。

紹介にもありましたように、私は96年以来、年に2回、スイスのジュネーブで開かれていた国連の先住民の権利宣言作業部会や先住民作業部会に参加し「先住民族の権利宣言」の採択に向けての活動をしてきました。

「先住民族の権利宣言」については、1993年に人権小委員会の作業部会において前文19段落と45の条文からなる宣言案が承認され、上部組織の人権委員会に設置された「先住民に関する作業部会」において、1995年から宣言の正式採択に向けて検討がはじまりました。また、国連は1995年から2004年までの10年間を「先住民の国際10年」と定め、各国において先住民に関する様々な取り組みを行うことを決定しました。

人権委員会は作業部会に対し、宣言案の検討を速やかに行い、先住民の国際10年の早い時期に採択するよう促していたのですが、先住民の国際10年の最終年である2004年までに採択することはできませんでした。そこで作業部会は、2005年まで1年間、期間を延長して検討することにしました。そして、2005年12月に作業部会を開いて議論したのですが、先住民族側と国家側で意見の食い違いが大きく、合意することはできませんでした。そのため、さらに翌2006年の2月まで延長して、2005年の二次会合のような形で作業部会を開きました。それでも結局、45条のうち25条しか合意することができず、その合意の内容についても渋々受け入れたというものであり、あまり感心できる内容ではありませんでした。残りの20条については全く合意などできる状況ではありませんでした。

2月の会議では、そのような状況でしたので、この宣言は先送りか廃案になってしまうのではないかと心配したのですが3月になって、作業部会の議長を務めていたペルーの国連大使でチャベスさんという方が、先住民族の言い分と国家側の言い分を含め、条文を45条から46条に、前文を19段落から24段落に増やし内容も少し修正した宣言案を議長職権で人権委員会に上げたのです。私は先住民族側も国家側も同意していないという認識でいましたので、どういう経緯でそのようなことになったのか分かりませんが、これには驚かされました。

議長から宣言案が上げられたので、今度は人権委員会において検討作業が始まることになりました。ところが2006年5月に人権委員会は人権理事会に改組されました。この人権理事会には47の理事国が選出されているの

ですが、ここに日本政府や、お隣の中国が入ったのですが、宣言案に一番反対していたアメリカは入っていませんでした。そして、2006年の6月29日に開かれた人権理事会において、日本政府も賛成票を投じ、前文24段落本文46条の権利宣言が採択されました。この時、日本政府が賛成票を投じたことには驚きました。後から、WIGPの委員であった中央大学の横田先生から話を聞くと、日本政府は人権理事会の理事国に選出された辺りから積極的に権利宣言採択の方向に向かっていったとのことでした。

人権理事会で採択された宣言案は、今度、国連総会に上程されました。それで第3委員会でも審議されることになりました。第3委員会と言うので、日本の国会の何とか委員会と同じように、何名かの代表が集まって審議をするものだと思っていのですが、あろうことか国連加盟の191カ国全部が参加した委員会でした。そうすると当然そこにはアメリカがいるわけです。やはりアメリカはそこで権利宣言を潰しにかかってきました。そのことは、世界の先住民族の仲間は予想していたことでした。私たちも世界中のネットワークを通じて何とか権利宣言の採択に向け頑張っていました。アメリカもアフリカ・ユニオン(AU)の五十数カ国を相手に宣言案潰しの工作に躍起になっていました。アフリカはご存知のように経済的な困窮など、国内事情が良くない国がたくさんあります。アメリカはそのような国に対して、アメとムチでこの宣言案を潰せという露骨な運動をしていたのです。

私たち先住民族の仲間のリーダーたちは、一生懸命に採択に向け頑張ったのですが、結局、2006年12月の国連総会で、アフリカ諸国からこの宣言草案はもう少し検討すべきであるという動議が出されました。何を検討すべきだと主張していたのかということ、権利宣言が採択された場合に、一番懸念されるのが領土問題であり、領土を分割したり、分離独立しないという保証がどこにあるのかということ、条文の中に9項目ぐらい先住民族の定義があいまいなものがあるなどと、難癖に近いような主張をしてきたのです。それで、その動議は通ってしまいました。しかし、2007年9月に第61会期の国連総会が終わるまでの間に問題を整理して結論を出すということも決議されたのです。私たちにとっては、非常に頑張りがいがある決議となりました。

その後、2007年5月にニューヨークで、先住民族問題

に関する常設の会議、パーマネントフォーラム、Permanent Forum on Indigenous Issues、P F I I と言うのですが、その会議がありました。このパーマネントフォーラムは年に1回の開催で、そこでは主に、どのように先住民族権利宣言を国連総会で採択するかという相談をしました。そして、どの国の先住民族も分離独立するとは言っていないし、そのつもりもないという確認と、政府側が懸念している9項目についても譲れるところは譲ろうということになりました。私はその会合が終わると日本に戻ったのですが、何人かの先住民族のリーダーはニューヨークに残り、アフリカ諸国をはじめとした採択に反対していたり、態度をあいまいにしている国に対する働きかけを続けました。

国連総会までの期間が残り1ヶ月を切るという8月末になって、懸案となっている事項について、ここまで譲れるかという確認のメッセージがインターネットで配信されました。我々アイヌは宣言が採択されたとしても日本の領土を侵すつもりはないし、日本国にとってマイナスのなることはないと回答しました。そうしたことを経て、政府側と先住民族側が最低限のことについて合意するに至ったのが8月末のことです。

その結果、9月13日の国連総会で、144ヶ国の賛成という圧倒的な多数により権利宣言が採択されました。反対したのは予想したとおり、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4ヶ国でした。

こうして権利宣言が採択されたわけですが、96年から国連に行って、アメリカのインディアンやオーストラリアのアボリニのメンバーから、いろいろな資料を頂いたり、国内情勢について話を聞くと、実は、この権利宣言の46条のうち半分くらいは既に行われているのです。そのため、インディアンやアボリニのメンバーにとっては、この権利宣言が特別なものであるという感じはないようです。先日、台湾のメンバーが札幌に来て私たちと一緒にシンポジウムを行ったのですが、その時、台湾原住民委員会の人「台湾では既に46条の権利宣言の90%を実行しているというのです。

北欧のフィンランド、ノルウェー、スウェーデンには、3ヶ国にまたがって有名なサーミ族という人たちが住んでいます。そこでは今からもう三十数年前にサーミ研究所という機関を設立し、サーミの歴史や、近代国家成立した時からサーミはどのような不利益を被ってきたかということの研究するとともに、情報発信をしています。さらにサーミの人たちはサーミ議会を作りました。議会というと、何となく国会とか都道府県議会や市町村議会を想像してしまいがちですが、驚くことに、このサーミの人たちは3カ国にまたがるサーミ議会を作ったのです。当初、ノルウェー、フィンランド、スウェーデンの3ヶ国はサーミ議会を相手にせず「勝手にどうぞ」という感じだったので。サーミの人たちはトナカイを追いかけて国境を自由に行き来するため、3ヶ国も国境を越えては

いけないと言ったこともあるのですが、だんだんそれとも言わなくなってしまいました。そしてサーミ議会は当たり前のものになり、サーミの人たちは国境も自由に越えて活動しているのです。その話を聞いた時には本当に驚きました。さらに驚いたのは国連の作業部会など、先住民族代表と政府代表が参加する会議で、サーミのメンバーが政府代表側の席についていたことです。このことは、それぐらいサーミ議会在世界に認められているということだと思います。

私はカナダにも行って来たことがあります。カナダには先住民族のリザベーションがありました。そのリザベーションには役所があり、議会があり、さらには裁判所、警察署があり、学校もありました。また、アメリカのインディアンに話を聞くと、アメリカにはインディアンの居留地、大きなところは北海道の4倍ぐらいの広さの居留地があるそうです。そして、その中で部族政府を持って自治をしていると言うのです。現在のブッシュ大統領は認めていないそうですが、クリントン政権までは、インディアンの部族政府を認めて、アメリカ合衆国政府は対等だと言っていました。その部族政府は憲法を持って、裁判所や警察を持って、幼稚園から大学までの教育機関も持っています。そうした教育機関では、当然英語も教えますが、自分たちの部族の言葉も教えているのです。

世界で、そうしたことが行われているということ知るまでは、日本の中で行われているアイヌ政策が当たり前のことだと思っていたのですが、とんでもないことで、もっともっと取り組まなければならないアイヌ政策があると思いました。

日本政府は、私たちアイヌ民族と比べると、国連の先住民族関連の会議により多く出席しているはずですが。ウタリ協会が初めて国連の会議に出席したのは1987年です。それから21年経ちますが、北海道ウタリ協会は財政事情が厳しく、アイヌの代表が国連の会議に参加できないということも結構ありました。私は一時期、自費で行っていたこともあります。ところが日本政府は欠かさず出席しています。しかし、何もしないのです。

世界の先住民族というのはみんなお金がありません。そのような先住民の人たちは、国連に行けないのです。先住民の作業部会 Working Group on Indigenous Populations と言いますが、この作業部会が人権委員会に設置された時、作業部会の委員になったギリシャのエリカ＝イレヌ＝ダエスさんという方が、先住民族のことについて議論する部会なのに先住民族がいないのはおかしいのではないかと行って、世界の先住民族に向けて国連の会議に来るように呼びかけをしました。会議への参加は徐々に増えましたが、やはりお金がなくて何度も行けないので国連で何とかして欲しいという声があがりました。そうした声に対して国連は、会議への参加費用を援助するための任意基金を設けました。日本は国連の

分担金をどの国よりも多く出しているそうですが、この基金にもお金を出しています。しかし、アイヌに対しては会議出席のためのお金を出してくれません。そのように日本は国連でいい顔をしているのです。いずれにしても、この任意基金は世界の先住民にとっては大変な手助けとなっています。

スイスの首都はご存知のようにベルンです。そのベルンに日本政府の大使館がありますが、国連欧州本部のあるジュネーブにも大使館があります。国連に加盟している各国はジュネーブに大使館を置いて国連への対応をしているのです。

先住民の作業部会が開かれるときには、そうした大使館から政府代表が出席するのですが、日本政府も大使館の一等書記官が政府代表として出席しています。私が初めて出席した 1996 年の作業部会には法務省から出向中の和田書記官が出席していました。その和田書記官の発言に驚いたことがあります。先住民族の定義についての発言なのですが、和田書記官は「この作業部会で先住民族の定義が無いと皆さんは言っているが、先住民族についての国際定義は 2 つあるのでそれを使ってはどうか」と言ったことです。1 つは ILO169 号条約第 1 条第 1 項に書かれている先住民族の定義で、もう 1 つは、ホセ＝マルティネス＝コーボというエクアドル出身の人権専門家が、国連人権委員会から特別報告者として任命されて先住民の差別に関する調査を行い、その結果をまとめて 1983 年に出した報告書に書かれている先住民族の定義のことです。

このコーボ報告書には、先住民族の定義として「先住民族とは、当該地域で生成した被侵略および被植民地化以前からの社会との歴史的連続性を有し、自らを現在当該地域で支配的な他の社会構成員とは異なるとみなしている人々を指す。」と書いています。この報告書は 1986 年に国連文書として発行されています。

ILO169 号条約は先住民条約とか種族民条約と言われるもので、先住民族の人権を守らなければいけない、同化を前提にして先住民族を労働者として使ってはいけないということなどを規定した国際条約です。この条約を日本は労働についての規定以外のこと、要するに先住民のことが書かれているということですが、そうしたことが書かれているということで批准していません。

和田書記官が、日本政府が批准していないこの条約のこととコーボ報告書を引き合いに出して、先住民族の国際定義としてはどうかと発言したことに私は驚きましたが、同時にそんなものなのかとも思っていました。しかし、このことが翌 1997 年に大変な結果をもたらしました。皆さんもよくご存知の二風谷ダム裁判です。

この二風谷ダム裁判に、国連の作業部会と一緒に行って和田書記官の発言を聞いた市民外交センターの相内俊一さんが証人として出廷したのです。相内さんはジュネーブから帰ってきた翌日、1996 年 11 月 7 日に札幌地方

裁判所に出廷したのですが、そこで「私は、ジュネーブで行われた国連人権委員会の先住民族の権利の宣言草案の作業部会に出席して、昨日帰ってきました。」と言って、裁判長の前で国連の人権委員会や先住民作業部会の説明をしました。そして、私が今回出席した作業部会で、日本の政府代表の和田書記官がこのようなことを述べていましたと証言したのです。それまで政府はアイヌ民族が先住民族であるかどうか分からない、先住民族の定義もないと主張していたのですから、国連でそんなことを発言しているのかと裁判長も驚いたと思います。

そして、1997 年 3 月 27 日に札幌地方裁判所で二風谷ダム裁判の判決が出されました。その内容は、ダム建設は違法である。ただし、撤去するためにはまた何百億円もの予算が必要になるので取り壊す必要はないというものです。それから、先住民族の文化を、あるいは伝統的なそういう聖地をダム建設により破壊したことは、国際人権規約の B 規約の 27 条に違反しているとしました。そして、アイヌ民族を先住民族とする根拠として、アイヌ民族は日本人がこの北海道に移住するより前、あるいは中世末期以降、平安時代の末期ぐらいからの和人社会と関係は持っているが、日本に近代国家が成立した明治以降、多くの日本人が開拓のために北海道に来る以前から、アイヌの人たちは北海道に居住していたので、北海道はアイヌの土地であった、つまりアイヌ民族は先住民族であると言うべきであるという画期的な判決が出たのです。その判決が出た時に私は本当に相内さんのお陰だと思いました。相内さんの証言がなければ、あの判決は出なかったかも知れないと今でも思っています。

私は、いろいろなところに行ってこんな話をしています。つい最近もタイのチャンマイでアジアの 19 カ国が集まった先住民族会議の総会があったので行ってきました。アジアの国々の中で、私たちアイヌは貧乏だとか差別されていると言いつつも、やはり日本の経済水準が高いということから、他の国々の状況に比べると恵まれているというような雰囲気が少なからずあることに反省させられることがあるのですが、本当に大変な状況に置かれている国もあるのです。チェンマイで行われた先住民族会議に来るため亡命したため自分の国に戻れないという人が 10 名位いましたし、96 年に国連の会議で会って以来の友人なのですが、カナダに亡命したまま帰国できないという人もいます。国に帰ると国家反逆罪というような罪状で逮捕されて投獄されることになってしまうという人がたくさんいるのです。そうした人たちに言わせると「日本はいいですね」となるのですが、反面ではアイヌ民族は日本の和人社会に同化されてしまっているということになります。どちらの状況も本当にひどい話です。

6 月 6 日にアイヌ民族は先住民族であるという国会決議をしていただきましたが、その翌日の読売新聞に、今回の国会決議は憲法違反であるという大阪大学の憲法学者のコメントが載っていました。この国会決議をどう解

積すると憲法違反なのか分かりませんが、何か優先政策、affirmative action を行うことは差別だと言っているのです。日本国憲法第10章、最高法規の第98条第2項に「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と書いています。ですから私は191ヶ国が加盟している国連が定めた国際法規を守るのは当たり前のことだと思っているのですが、どうなのでしょう。

日本政府は、何かというと、国連の安全保障理事国に入りたいとか、国連義務だから守ろうと言っているのですが、人権理事会とか国連総会で採択された先住民の権利宣言について、アイヌ民族が先住民族かどうか分からないということで、アイヌに対して何もしていないのです。アイヌに先住権は無いとか何とか言っていますが、先住権が何かということについては、国連の中では当然ですが、日本の国会の中でもこの20年来何度も議論されてきたことなのです。

もう引退された方ですが、釧路市長を3期務めた後、旧社会党から参議院議員になった山口哲夫さんという方が、国会で私たちアイヌ民族の問題を取り上げたことがあります。当時、坂本三十次さんという方が内閣官房長官だったのですが、山口さんが質問の中で「アイヌの人たちはいわゆる先住民族である。」と言ったことに対して、坂本長官が「先住民族ってよく分からないのだけれども」というような答弁をしたところ、山口さんは「分からないんだったら教えてあげましょう」ということで、「私たち日本人が北海道開拓に行く前から北海道に住んでいた人たちのことです。北海道と名前が変わってから、まだ120年なんですよ。それまでアイヌの人たちはアイヌ語を話し、狩猟採集や独自の文化を持って暮らしていた人たちなのです。そこに近代国家として成立した明治政府が、アイヌ民族を一方的に日本国民にしたのです。」と言ったのです。これに対し坂本官房長官は「それは大変なことですね。」、山口さんは続けて「官房長官だって自分の家があるでしょう、家には塀を回しているでしょう、そこに誰かがやってきて、塀を壊して物置を建てたり車庫を作ったらどうしますか。」、坂本さん「それはまずいですね。」、山口さん「そういうまずいことをアイヌの人たちにしたのですよ。こんなことが許されていいのですか。」と続けたのです。さらに先住権について「先住権というのは土地に対する権利である。2つ目は、資源に対する権利である。3つ目は、自分たちの民族の言語、文化、宗教、そういうものをやる権利なのです。4つ目は、民族自身による自己決定権、これを自決権と言いますが、アイヌ民族は、この4つが取られちゃった状態にあるのです。人に暴力を振るったら刑法で罰せられますが、同時に民法で損害賠償をしなければなりません、これは当たり前なことではないでしょうか。官房長官、アイヌの人たちに対して何かしなければいけないと思いませんか。」と質問したのです。坂本官房長官は「そういうよう

に大変なで不幸な歴史があって、もし、今もその人たちが大変な状況であるとすれば、温かい配慮があつてしかるべきですね。」と答弁しているのです。これは国会答弁だったのですが、アイヌ民族が先住民族かどうか分からないということで、先住権の問題に関して何もされないまま、20年も経ってしまったということです。

アイヌ文化振興法ができた1997年に、ウタリ協会の幹部は当時の総理大臣の橋本龍太郎さんと官房長官の梶山静六さんに、法律制定のお礼のため面会に行きました。そして、「今回はこのような法律をつくっていただきましてありがとうございます。」と言ったら、橋本総理は「いやいや、そんなのとんでもない。私も昔、高校生の頃に北海道を旅して、アイヌの人たちがいるということも分かっていた。本当にこのことに関しては遅くなって申しわけなかった。歴代の総理大臣より私が偉いわけではないけれども、過去のことも含めてお詫びいたします。」と言って、テーブルに手をつけて謝罪しました。梶山官房長官からは「これは本当に小さい芽です。皆さんでしっかり育ててください。」と言われました。

私たちアイヌ民族は1984年に「アイヌ新法」、アイヌ民族の法律を作ってもらいたいと6項目の要求をしました。

1番目は人権についてです。アイヌが差別されるようになったのは、数千年に渡る歴史の中で、和人とのおつき合いがはじまった近代になってからなのです。差別は過去のものではなく、現在も続いている問題としてあるので、まず、人権を守って欲しいという要求です。

2番目は、参政権についてです。参政権というと、アイヌに選挙権が無いのかと言われるのですが、そういうことではなく、少数者である私たちが国会や地方議会などで議席を確保することが難しいので、アイヌ民族の特別枠を作って、議会に少数者であるアイヌの声を届けようというものです。こうしたことは、既にニュージーランド、オーストラリア、アメリカ、カナダ、台湾などで行われているのです。

3番目は、教育と文化についてです。私たちアイヌは貧乏だということでも差別されますが、なぜ、そうした状況から抜け出せないかという、ひとえに教育の問題にあります。子供が小学校、中学校と進んでいく中で、皆さんは子供を塾へ通わせたり、家庭教師をつけて子供を教育していると思いますが、アイヌにはそうした教育をすることができません。そうした状況にあるために、高校に入る頃には日本人の子供とアイヌの子供では学力に大きな差ができてしまうのです。現在、同和対策事業と横並びの事業なのですが、アイヌの子供が高校に進学する場合には、授業料を補助するため進学奨励費を支給されます。ただ、この事業を活用して何とか高校に進学しても、学力がついていけないために中退する者も多いのです。さらに、大学の進学率になると悲惨な状況にあります。大学に進学するという場合

にも、修学資金の貸付制度があるのですが、やはり学力が及ばないという問題があるのです。ですから、本当に教育問題はしっかりやらなければならないのです。

先ほど、参政権についてお話した時に台湾の例を挙げましたが、台湾では15年前から教育問題の見直しを行っています。台湾には原住民委員会という、日本の省庁に相当するような機関があり、そこで、台湾の原住民の子供たちの教育をしようと、いろいろな取り組みを行っています。教育問題の見直しを行ってから15年ですが、台湾の原住民の子供たちのほとんどは大学まで進んでいます。そのため、中国語の他にそれぞれの原住民の言葉、それから英語と3つぐらいの言葉を話せます。さらに、原住民の言葉を教える時には、それぞれの文化についての教育も受けているのです。すごいことだと思います。国連にも加盟していない、人口が数千万人しかいない小さな国が頑張っているにも関わらず、日本ではなぜ同じような取り組みができないのかと思います。

4番目は、農業漁業林業商工業等についてです。つまり雇用対策、労働対策です。アイヌの人たちがなぜ自立できないかというと、繰り返しになりますが教育の問題です。貧乏だということできちんとした教育を受けていないために、安定したいい仕事に就くこともできないのです。このことは北海道アイヌ生活実態調査の結果にも表れていて、本当に大変なことだと思っています。

土地を取り上げられてしまったという問題に関して、有名な話で耳にたこができて聞きたくないかも知れませんが、萱野茂さんは「日本の面積の22%を占めるでっかい島を、日本の国に売った覚えも無いし、貸した覚えもありません。戦争で奪われたということもありません。もし、貸したとか売ったというのであれば証拠を見せなさい。」と言っていました。私は、日本の国に大きな北海道を取り上げられて、黙っているのはおかしいと思っています。損害賠償請求など裁判で訴えればいいのです。実は、このことについて1997年の人種差別撤廃委員会は日本に対し勧告しています。内容は、締約国に対して先住民としてのアイヌの権利をさらに促進するための措置を講ずることを勧告する。この点に関して、人種差別撤廃委員会は、特に土地に係る権利の認知及び保護並びに土地の滅失に対する賠償及び補償を呼びかけている先住民の権利に関する一般的勧告23に締結国の注意を喚起するというものです。また、この1997年の一般的勧告の5番目に、国家は、先住民族の同意なしに奪った土地は先住民族に返しなさい。もし、何らかの事情で返さない場合には、速やかに公平で公正な賠償をしなさいと勧告しているのです。

明治以前の北海道にも松前藩があったので、渡島半島の一部に和人が定住していましたが、それ以外の所に定住している人はいませんでした。商い場などに滞在する和人はいましたが定住はしていませんでした。その頃、北海道にいた和人はせいぜい5万人程度でした。それが、

明治以降、開拓者が押し寄せてあっという間に100万人を越えてしまいました。日本全国、九州や沖縄からも北海道に移住する人がいたのです。

明治政府は、北海道、当時の蝦夷地は無主の地、持ち主のいない土地だといって全て日本の土地にしてしまいました。そして、明治2年にアメリカからケブロンという農務省長官も務めた偉い人を、当時の太政大臣の給料の10倍くらい払って日本に呼んで、アメリカ流のやり方で北海道の開拓を始めたのです。それまで蝦夷地と呼んでいたのを北海道に改め、日本全国から入植者を募り、やってきた開拓者に土地を分け与えていったのです。そうしたことを20年程続けたけれど、貧民に任せていても、なかなか開拓が進まないということで、今度は資本家に土地を与え開拓を進めることにしました。それで北海道にやってきたのが、三井、三菱、住友といった大財閥や華族など大きな資本を持っている人たちです。それまでに入植した開拓者には1人10万坪の土地—これもすごい面積なのですが、1人10万坪の土地が与えていました。それが、今度は資本家に対して、100万坪、200万坪という単位で土地を払い下げいったのです。

そのようにして、どんどん開拓を進めた結果、鮭や鹿は少なくなる、森林も減少するなど、資源のいいところが無くなってきました。そこで何をしたかということ禁止政策のオンパレードです。河野本道さんという方がそうした法令について『アイヌ関係法令集』という本にまとめているのですが、その本には、北海道土地売貸規則、北海道地租規則、北海道地券発行条例、北海道土地払下規則、北海道国有未開地処分法など、次々と作られて規則や法律が書かれています。

それらの規則や法律によって、アイヌに対して行ったことの中で、最もひどいのは、アイヌには財産管理能力が無いから当分の間、第3種官有地として管理することによって、住んでいる住居まで取り上げたことです。この「当分の間」というのはどれ位の期間をさすのでしょうか。それから100年以上経っていますが、まだ返されていません。

それで禁止についてですが、どんなことを禁止したかということ、アイヌの主食であるサケの漁を禁止したのです。そしてシカ猟も禁止しました。シカも大昔からアイヌにとって大事な食糧でした。それから家を立てるために木を伐ることも禁止しました。本当に禁止のオンパレードなのです。そもそもサケが川を遡上しなくなりました。これは今でもそうですが、川の入り口に網を二重三重に掛けて、サケを獲ってしまうからです。そのため上流にサケが遡上しなくなったのです。それで、食べるものがなくなったアイヌの中には餓死する者も出ました。

北海道に生息しているシマフクロウは、現在、絶滅の危機に瀕していますが、こうした動物も魚が川を遡上しなくなったために数が減ってしまったのです。魚はアイヌだけではなく鳥も動物もみんなが食べて生きてい

たのです。それが食べられなくなったために餓死する人が出たのです。餓死者が出るくらいに追い詰められたアイヌを何とか助けなければならないということのできたのが「北海道旧土人保護法」です。

この「土人」という呼び方についてですが、明治以前に日本とロシアとの間で国境交渉になった時に、日本側がアイヌは日本人である、日本人であるアイヌが見つけた地名があるところは日本の領土であると主張しました。そして、それまでアイヌが日本語を話したり、日本人と同じ服装をすることを禁じていたのを、今度は逆にアイヌに日本語を話させ、日本人と同じ服装をさせるようにして、それまでアイヌと呼んでいたのを土人と呼ぶように改めたのです。それからアイヌのことを土人と呼ぶようになったのですが、明治以降になって、開拓を行った人のことも土着の人と呼ぶようになったので、アイヌを区別して「旧土人」と呼ぶようになったのです。

北海道旧土人保護法が制定されたのは明治 32 年のことですが、明治政府は、この法律によってアイヌには 1 戸につき 1 万 5,000 坪の土地を与えて農業をさせようと考えたのです。先ほどお話しした和人の開拓者には 1 人につき 10 万坪です、これはものすごい差別です。しかも、明治初頭から 32 年までの間に、石狩平野、空知平野、十勝平野といった肥沃ないい土地はすでに和人の開拓者に与えられているのです。もうこの明治 32 年にはいい土地は残っていなかったのです。

この旧土人保護法は、困窮したアイヌを救うというものではありませんが、アイヌに土地を与えるから書類を書いて持って役所に来なさいというのです。勝手に取り上げておいて、それを与えてやるというものないのですが、その書類を書けないアイヌもたくさんいたのです。しかも、土地を貰えるのは農業をする人だけであって、他の職業の人たちに対する生活支援などの対策は何もなかったのです。

ただ、アイヌ子弟の教育ということで、アイヌの学校を作りました。ただ、日本語を教えることに重きを置いた学校で、和人の子弟の学校と分けられていました。教える内容なども本当に差別的なものでした。就学年齢が和人の子弟が 6 歳なのに対して、アイヌは 7 歳、修学期間の和人の 6 年間に対し、アイヌは 4 年間でいいと言うのです。それから、算数は教えるな、地理を教えるな、歴史を教えるなといって、差別的な授業をしていたのです。

私の親の世代は、そういう学校に行っていたのですが、先ほど教育の問題についてお話しした時に現代において格差があると言いましたが、この時代に、学校で勉強することは和人とは全然違う、農業をする土地もない中でやってきたのです。そうしたことが現代まで繋がってアイヌの経済的基盤の弱さに繋がっているのです、そのことを解消するために、しっかりと農林漁業対策をきちんとやってくださいと言っているのです。

5 番目は民族自立化基金についてです。経済的基盤が弱いアイヌが、何か商売を始めたいと考えても、資金を貸してくれるところはありません。しかし、お金がなければ何もできないのです。そのため、そうしたことにも対応できるよう、歴史をしっかりと考えてやってもらいたいのが民族自立化基金です。

それから、6 番目が審議機関の設置についてです。審議機関の設置については、現在行われている有識者懇談会に対しても検討を求めていることですが、これは最近になって言い出したことではなく、25 年前に私たちがアイヌ新法案として要求した 6 項目に入っていることなのです。この私たちの要求に答える形で、今、衆議院副議長の横路孝弘さんが北海道知事の時に、北海道知事の諮問機関としてウタリ問題懇話会を作って、私たちの要求についての検討が行われました。2 番目の参政権の特別議席はダメ、3 番目の教育もダメということでしたが、懇話会の答申が 1988 年に出されました。横路知事はその答申を受けて、国に対して要望をしました。それから 10 年近く棚上げされたままだったのですが、社会党の村山内閣の時に官房長官に就いた五十嵐広三さんー旭川市長を務め後に国会議員になった人なのですが、五十嵐官房長官は私的諮問機関として、ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会を設置しました。そして、1996 年にその懇談会から答申が出されたのですが、その内容は私たちが要求していたものとは全く違って、6 項目から 5.5 項目が落とされて 0.5 項目だけが残ったというようなものでした。いわゆる「文化」だけになってしまっていたということなのです。

その「文化」とはどのようなものでしょうか。私は文化の中で一番重要なのは言葉だと思っています、その他に宗教だとか、衣食住に関わることなどが文化と言われるのではないのでしょうか。文化とはそうした生活に密着したものであると思うのですが、アイヌが 1 名も入っていないウタリ対策のあり方に対する有識者懇談会で、アイヌ文化についての議論が行われたのです。確かにアイヌ語についても議論され、報告書にも盛り込まれましたが、実際に新聞やテレビや雑誌などで使われることはあるのでしょうか。今、盛んにアイヌ語地名の研究が行われていますが、さらにそれを普及させるということでしょうか。

現在、札幌という地名が当り前のように使われていますが、元々はアイヌ語の「サッポロペツ」に漢字を当てて「札幌」としたもののなのです。「サッポロペツ」には、サッ=乾く、ポロ=大きい、ペツ=川という意味があります。札幌市内には豊平川という大きな川が流れていて、雪解け時期には札幌市内は水浸しになっていたそうです。その雪解けの水が引くと大きな広い河原ができたことからこのように呼んでいたのです。「豊平」ももともとは「トイピラ」と言って、崩れる崖という意味があるので

北海道内各地の地名は、このようにアイヌ語の地名に漢字を当てて表記されたものと、アイヌ語地名に由来する地名がほとんどです。北海道大学の小野有五さんという環境科学の先生は、そうした地名について、アイヌ語と日本語で並列表記すべきだと言っています。北欧のサーミとかニュージーランドのマオリでは、既に当り前のこととしてやっています。

先日、道東の網走に行ってきたのですが、網走の近くに女満別空港がありますが、この女満別という地名もアイヌ語です。女満別町と東藻琴村が合併して大空町になってしまいました。女満別と藻琴という2つのアイヌ語地名を1度に失ってしまったということです。そういうことはやめてアイヌ語地名を大事にしていかなければなりません。

明治の初めに、変えたのは地名だけではありませんでした。アイヌは名前まで変えさせられました。創氏改名です。アイヌはそれまで持っていた名前を和風の名前に変えるよう強制されたのです。アイヌに名前を変えさせるなど、日本人に同化させようとしたことは最悪のことだったと思います。

先住民族の権利宣言の第8条には、ジェノサイドやエスノサイド、集団虐殺とか民族絶滅政策を行ってはいけないと書いてありますが、まさに、そのことをされたのがアイヌなのです。今、アイヌ文化振興法によってついた予算で、アイヌが一生懸命文化活動をしていると、一般社会の人たちもアイヌがいるということであらためて認識しているのではないかと思います。アイヌ語で会話ができるアイヌはほとんどいません。これは民族絶滅ではないかと思います。一番やってはいけない犯罪的なことです。

アイヌ語を話せなくなったアイヌは、今、アイヌ語教室でアイヌ語の勉強をしています。それほど多くいるわけではありません。高校3年で受験生の娘に、一緒にアイヌ語教室に行かないかと誘うと、「パパ何言っているの！アイヌ語を勉強したら受験に役立つの！」と怒られます。それで私は「ごめんなさい。勉強頑張ってください。」と言っているのですが、これがサーミとかマオリだったらOKなのです。というのは、日本では外国語として英語が受検科目になっていますが、サーミやマオリの場合、そうした受検をする時にサーミやマオリの言葉が受検科目になるのです。日本でも同じようになったら、英語の代わりにアイヌ語の試験を受ければよくなるのです。そうなれば、私たちの子供もアイヌ語を勉強するようになるのではないのでしょうか。

禁止されたことの1つにイオマンテがあります。このイオマンテ禁止の通達が出されたのは昭和30年3月のことです。イオマンテがアイヌの文化にとって重要な儀式であることは分かるが、公衆の面前でクマを殺すというような野蛮な行為はやめさないという通達です。この通達を見つけて、北海道庁に「このような通

達が出ていることを知っているか。また、今現在も生きているのか」と尋ねました。すると、現在も生きている通達だということだったので、今度はその通達を撤回する通達を出すように求めました。それから2年かかりましたが、昨年の4月にイオマンテの禁止を撤回するという通知が出されました。その禁止撤回について書かれた朝日新聞の記事に「禁止が撤回されて良かった」という私のコメントが掲載されたところ、世界中から抗議のメールやファックス、手紙が山ほど届きました。「阿部さん、クマを殺さないでください」と言うのです。自分たちは、たくさんの牛や豚を殺して食べているのに、なぜアイヌにイオマンテをやめなさいと言うのでしょうか。

その他に、耳輪や入墨も禁止されました。今だったら、鼻とか口とかへそなど、体じゅうに穴を開けたり、刺青ではなくタトゥーと言うらしいのですが、そのタトゥーをしている若者がいますが、アイヌの風習を徹底的に禁止されたのです。

先住民族の権利宣言の採択までの歴史は、第二次世界大戦が終わった後、ニューヨークに国連本部を置いて、国連憲章を作り、世界人権宣言や国際人権規約を作って、そして、世界中の先住民族の人たちを同化するのではなく、教育や土地など、いろいろな分野できちんと権利を考えなければいけないと言ってきた人権の歴史でもあります。そこで言われてきたことは特別なことではなく、世界中の全ての民族が等しく持っている権利のことです。その権利を先住民族にも返せと言っているだけなのです。

昔、北海道大学の医学部に児玉作左衛門さんという学者がいました。その人はアイヌがどこから来たか分からない人種だと言っていました。そんな馬鹿な話はありませんし、今はそんなことを言う人はいません。私は国連に行くようになって、人種とか民族について勉強するまで、世界の中で何となくこの辺りは白人がいるところ、この辺りは黒人がいるところ、この辺には黄色人種と何となく思っていたのですが、実は、人間は何十万年も前にアフリカ大陸で誕生し、そこからヨーロッパ大陸、アメリカ大陸へと移動していったということを知りました。それまでそうしたことは知らなかったのですが、それでも生きていられるのだと、別な意味で感心しました。どうして肌の色が白くなったのだろうか、黒くなったのだろうかとか、ヨーロッパやアメリカにいる黒人は奴隷として連れていかれた人の子孫だということについて、疑問に思わなければ別に何ということもないのです。しかし、そうではなく、そうしたことにも目を向けなければならぬのです。アイヌの歴史についても勉強して、しっかりと認識しなければならないのです。それができないということはアイヌの歴史を抹殺してしまうということになってしまうのです。

今回の国会決議について、憲法違反だとかわけの分からないことを言っている人もいますが、そういう問題で

はなく、世界中の先住民族が訴えている国際法にあるもの、人種差別撤廃条約にあるもの、あるいは国際人権規約に書いてあるもの、子どもの権利条約にあるものをもう一度見て下さいということです。

この8月から有識者懇談会が始まりますが、私たちの代表である加藤理事長が委員として入ることになっています。私たちはそこで、常設の審議機関をつくることを求めていくことにしています。今、内閣府の中に北海道庁からも職員が派遣され事務局が出来ています。これを将来に繋げなければならないと思っています。また、アイヌ新法案など、私たちが二十数年間に渡って訴えて来て、国会でも議論になっていることがいっぱいあります。そうしたことにも答えを出してもらいたいと思っています。

ここにいらっしゃる皆さん方は、私たちのことをよくご存知でしょうし、人権も歴史もお分かりだと思います。世界の中で、日本人はすごいと思われるような施策を日本政府が行うよう、ぜひ、私たちの応援をしていただきたいと思います。

よく、和人のことをアイヌ語で「シャモ」と言いますが、これはあまりいい言い方ではありません。正しくは「シサム」と言います。良き隣人という意味です。私たちアイヌは長い間、良き隣人であるシサムとお付き合いをしてきたのです。これからもシサムと仲良くして、日本の国家の中で、自分たちの文化を守り伝えるよう頑張っていかなければならないと思っています。

シサムの皆さん方、どうぞよろしくお願いします。今日はありがとうございました。(拍手)